

## 【投資助言業務契約締結前交付書面】

### ※この書面をよくお読みください

この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお客様にお渡しする書面です。お客様は、当社との契約にあたり、この書面をよくお読み下さいますようお願い申し上げます。

商号 RFS Management 株式会社

住所 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-17-5-7F

連絡先 TEL：0120-860-935

メール info@admiral-inv.com

金融商品取引業者：当社は、投資助言業を行う金融商品取引業者であり、登録番号は次の通りです。

登録番号：関東財務局長(金商)第 2559 号

## 1. 投資顧問契約の概要

- ① 投資顧問契約は、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。
- ② 当社の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果は、すべてお客様に帰属します。当社の助言は、お客様を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。

## 2. 提供する投資助言の内容および方法、報酬等について

### I. 投資顧問契約(以下、当サービス)による報酬(以下、情報提供料金)について

有価証券の価値等の分析に基づく投資判断に関し、次の会員区分に従い助言を行い、会員区分、契約に基づいて助言報酬を頂きます。尚、当社は、会員から、下記に定める情報提供料金以外の費用(振込手数料は除く)は一切頂きません。

## ■期間会員契約

---

お客様区分

### ①【コツコツ積み立てベーシックプラン】

情報提供通常料金(税込)

1ヶ月コース(30日)契約：23,000円

3ヶ月コース(90日)契約：65,000円

6ヶ月コース(180日)契約：138,000円

助言の方法、サービスの内容等

・当社ホームページ内の有料情報ページにて相場動向及び当社が推奨する個別銘柄情報を記載、更新し、売買の助言を行うと共に電子メール及びサイトページ内を通じて情報を配信する。(計月4から10銘柄)

お客様区分

### ②【欲張りハイソサエティプラン】

情報提供通常料金(税込)

1ヶ月コース(30日)契約：80,000円

3ヶ月コース(90日)契約：230,000円

6ヶ月コース(180日)契約：420,000円

助言の方法、サービスの内容等

・当社ホームページ内の有料情報ページにて相場動向及び当社が推奨する個別銘柄情報を記載、更新し、売買の助言を行うと共に電子メール及びサイトページ内を通じて情報を配信する。(計月4から5銘柄)

## ■単発情報会員契約

---

お客様区分

### 【1銘柄スポット契約プラン】

情報提供料金(税込)

5,000 円～250,000 円にて情報種別により変動

※推奨する個別株式銘柄に係る概要情報・当該情報に係る契約期間・契約金額を事前に公表

上記報酬のほかに発生する手数料はありません。

助言の方法、サービスの内容等

特に当社が推奨する銘柄情報が存在する時のみに不定期に提供するサービス。当社ホームページ内の有料情報ページ、もしくは電子メールにて相場動向及び当社が推奨する個別銘柄情報を1～3銘柄(契約により変動)記載、更新し、電子メール及びサイトページ内を通じて情報を計1回以上配信する。

提供情報の料金に関しては、情報を提供する銘柄数、情報精度、情報内容、情報の収集のための期間や経費、提供する情報の精査分析に要する費用等に伴い、提供情報毎に上記の情報提供料金の範囲内にて変動となります。情報提供毎の詳細と商品価格に関しては、募集時の内容詳細ページにてご確認ください。尚、投資顧問契約期間は10日となります。

---

## II. 当サービスによる情報提供料金のお支払方法とお支払時期について。

### ■期間会員契約

#### 1. お支払い方法

【クレジットカード、銀行振込による一括支払い】

※分割支払いには対応しておりません。なお、振込手数料は会員の負担と致します。

#### 2. お支払い時期

「銀行振込による決済」でお支払いを申し込まれた会員は、当社指定の銀行口座に情報提供料金をお振り込み頂き、当社でお振込みを確認できた日の翌日がプラン会員契約開始日となります。尚、振込手数料は会員の負担と致します。

【振込先】

住信SBIネット銀行

法人第一 支店

(普通) 1190589

RFS Management株式会社

アールエフエスマネジメント(カ

## ■単発情報会員契約

### 1. お支払い方法

【クレジットカード、銀行振込による一括支払い】

※分割支払いには対応しておりません。なお、振込手数料は会員の負担と致します。

### 2. お支払い時期

(1)「クレジットカードによる決済」でお支払を申し込まれた会員に対しては、特別単発情報会員契約のお申し込み時に情報提供料金を決済いただき、当社の指定する日時に当社ホームページ内の購入者専用の情報ページ、もしくは電子メールにて情報を提供致します。

(2)「銀行振込による決済」でお支払を申し込まれた会員は、当社指定の銀行口座に情報提供料金をお振り込み頂き、当社でお振込みを確認した後、当社の指定する日時に当社ホームページ内の購入者専用の情報ページ、もしくは電子メールにて情報を提供致します。尚、振込手数料は会員の負担と致します。

#### 【振込先】

住信SBIネット銀行

法人第一 支店

(普通) 1190589

RFS Management株式会社

アールエフエスマネジメント(カ

### 3. 有価証券等に係わるリスク

投資顧問契約により助言する株券、日経225、先物取引についてのリスクは、次の通りです。

当社の投資助言や提供情報はお客様の利益を保証するものではありません。取引に際しては、取引を行う金融商品取引業者の金融商品の説明を良くご覧いただき、下記リスク等を十分に理解のうえ、投資の最終決定はご自身の判断と責任において行ってください。

当社又はインターネット事業者等の事情により、メール等の配信が行われない場合や遅れる場合、受信できない場合があります。

①株価変動リスク：株価の変動により、投資元本を割り込むことがあります。また、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変更などにより、投資元本

を割り込んだり、その全額を失うことがあります。

②株式発行者の信用リスク：市場環境の変化、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります（流動性リスク）。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

③信用取引等：信用取引や有価証券関連デリバティブ取引においては、委託した証拠金を担保として、証拠金を上回る多額の取引を行うことがありますので、上記の要因により生じた損失の額が証拠金の額を上回る（元本超過損が生じる）ことがあります。

信用取引の対象となっている株式等の発行者又は保証会社等の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、信用取引の対象となっている株式等の価格が変動し、委託証拠金を割り込むこと、又、損失の額が委託証拠金の額を上回ることがあります。

#### 4. クーリング・オフの適用

この投資顧問契約は、金融商品取引法第三十七条の六に基づき、クーリング・オフの対象になります。具体的な取り扱いは、次のとおりです。

##### 【1】クーリング・オフ期間内の契約の解除

・お客様は、契約締結時の書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができます。

①クーリング・オフ期間内の契約解除(10日以内の契約の解除) 契約締結時の書面を受け取った日（当該契約締結時書面の受領に代えて、電磁的方法により当該契約締結時書面に記載すべき事項が内閣府例第五十六条第一項第一号に掲げる方法によって提供された場合にあつては当該契約締結時交付書面に記載すべき事項が顧客の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録された日）から起算して10日以内に、書面により契約を解除することができます。契約の解除日は、お客様がその書面を発した日となります。なお、契約解除の場合、投資顧問契約の締結のために通常要する費用の額（電話代、封筒代等を含み、旅費等は含みません）に相当する金額を徴収することができるものとします。

②解除時まで投資顧問契約に基づき助言を行なう場合契約締結時の書面を受け取った日（当該契約締結時書面の受領に代えて、電磁的方法により当該契約締結時書面に記載すべき事項が内閣府令第五十六条第一項第一号に掲げる方法によって提供された場合にあつて

は当該契約締結時交付書面に記載すべき事項が顧客の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録された日) から起算して10日以内に、書面により契約を解除することができるものとします。契約の解除日は、顧客がその書面を発した日とします。尚、契約解除の場合は、日割り計算した報酬額(契約期間の全期間に係る報酬の額を当該契約期間の総日数で除して得た額に、契約締結時交付書面を受領した日から解除時までの日数を乗じて得た額に相当する額。但し、社会通念上妥当であると認められる分のみ。)を当社は請求することができます。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差引いた残額を顧客に返金するものとし、契約解除に伴う損害賠償、違約金は請求しないものとします。

## 【2】クーリング・オフ期間経過後の契約の解除

クーリング・オフ期間経過後の契約解除方法として、契約満了日の5日前までに顧客の契約解除の申し出があった場合現行の契約期間の終了日をもって契約満了日とする。(但し、当社が認めた場合5日前までに限定されない)。

### ①.期間会員契約の契約解除について

お客様は、クーリング・オフ期間経過後も、契約を解除しようとする日の1ヶ月前までの書面による意思表示で契約を解除できます。ただし、契約期間が1ヶ月以内の場合、クーリング・オフ期間経過後は契約解除できません。契約解除の場合は、解除までの期間に相当する報酬額として日割り計算した額を頂きます。報酬の前払いがある時は、これらの金額を差し引いた残額をお返しします。契約解除に伴う損害賠償、違約金は請求しないものとします。

### ②.単発情報会員契約の契約解除について

クーリング・オフ期間が契約期間全体に及ぶため、契約解除はすべて、上記【1】の『クーリング・オフ期間内の契約の解除』の方法によります。

## 5. 租税の概要

お客様が有価証券等を売買される際には、売買された有価証券等の税制が適用され、例えば、株式売買益に対する課税、有価証券等から得る配当、利子等へ課税が発生します。

## 6. 投資顧問契約の終了の事由

投資顧問契約は、次の事由により終了します。

①契約期間の満了(契約を更新する場合を除きます。)

- ②クーリング・オフ又は、クーリング・オフ期間契約後において、お客様からの書面（電子メールを含む）による契約の解除の申し出があったとき、（詳しくは上記クーリング・オフの適用を参照ください。）
- ③当社が、契約の不成立及び契約解除に該当すると判断したとき
- ④当社が、投資助言葉を廃業したとき

## 7. 禁止事項

当社は、当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

- ①顧客を相手として又は顧客のために以下の行為を行うこと
  - 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は、外国市場デリバティブ取引
  - 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は、外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
  - 次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
    - ・ 取引所金融商品市場における有価証券の売買、又は市場デリバティブ取引
    - ・ 外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引
  - 店頭デリバティブ取引又はその媒介、又は市場デリバティブ取引
- ②当社および当社と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭、有価証券の預託を受け、又は当社及び当社と密接な関係のある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること。
- ③顧客への金銭、有価証券の貸付け、又は顧客への第三者による金銭、有価証券の貸付けの媒介、取次ぎ、代理を行うこと。

## 8. 会社の概要

- ・ 商号                   RFS Management 株式会社
- ・ 住所                   〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-17-5-7F
- ・ 連絡先               0120-860-935
- ・ メール               info@admiral-inv.com
- ・ 資本金               5,000,000 円
- ・ 役員の氏名       代表取締役 千代田 憲明
- ・ 主要株主           千代田 憲明
- ・ 分析者・投資判断者   岡江 穰
- ・ 助言者               岡江 穰

## 9. 当社の苦情処理措置について

当社は、お客様等からの苦情等のお申し出に対して、真摯に、また迅速に対応し、

お客様のご理解をいただくよう努めております。

当社の苦情等の申し出先は、上記の「連絡先および苦情等の申し出先」の通りです。また、苦情解決に向けての標準的な流れは次の通りです。

- ①お客様からの苦情等の受付
- ②社内担当者からの事情聴取と解決案の検討
- ③解決案のご提示・解決

## 10. 当社の紛争解決措置について

当社は、上記により苦情の解決を図るほかに、次の団体を通じて苦情の解決を図ることとしています。この団体は、当社が加入しています一般社団法人日本投資顧問業協会から苦情の解決についての業務を受託しており、お客様からの苦情を受け付けています。この団体をご利用になる場合には、次の連絡先までお申出下さい。

- ・東京弁護士会紛争解決センター
- ・住所：東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館6階
- ・電話：03-3581-0031
- ・受付時間：月～金／9：30～12：00 13：00～15：00  
(土日・祝日等を除く)

同センターが行う苦情解決の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは同センターにご照会下さい。

- ①お客様からの苦情の申立
- ②会員業者への苦情の取次ぎ
- ③お客様と会員業者との話し合いと解決

## 11. 当社が行う業務

当社は、投資助言葉の他に、以下の業務を行っております。

- ① 国内外の円建て及び外貨建ての投資信託、上場株式、上場投信に関するセミナー
- ② 外国為替取引に関するシステムの販売



③ 外国為替取引に関するシステムのセミナー

